

香取市避難行動要支援者避難支援計画（案）

平成26年9月

香取市

目次

1. 計画の目的	- 1 -
2. 計画の位置付け	- 2 -
3. 避難行動要支援者名簿記載対象者	- 3 -
4. 要支援者情報の収集・共有の方法	- 4 -
(1) 情報の収集方法	- 4 -
(2) 同意が得られている者の情報共有方法等	- 4 -
(3) 同意が得られていない者の情報共有方法等	- 5 -
5. 避難支援体制	- 6 -
6. 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	- 7 -
7. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法	- 8 -
8. 避難誘導の手段・経路等	- 9 -
9. 避難所における支援方法	- 10 -
(1) 避難所における支援対策	- 10 -
(2) 福祉避難所の指定	- 11 -
10. 要支援者避難訓練の実施	- 12 -
11. 支援計画（個別計画）の策定の進め方	- 13 -
(1) 個別計画の策定方法	- 13 -
(2) 個別計画の更新	- 13 -
(3) 個別計画の管理	- 14 -
様式	- 15 -

1. 計画の目的

香取市でも液状化等の大きな被害が発生した平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方を中心に大変大きな人的被害が発生した。避難に時間を要する要配慮者に多数の犠牲者が出たことなどを踏まえ、災害対策基本法の改正においては、市町村に対して、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者を避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とし、その者の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けるとともに、その作成のための個人情報の利用について明確にされた。

本市においても、高齢化や核家族化がすすみ、家庭内での対応や地域での対応は年々難しくなっているなかで、要支援者の支援の重要性はますます高まっていくことが予想される。このため、特別警報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

なお、要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要がある。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2. 計画の位置付け

香取市避難行動要支援者避難支援計画は、香取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の下位計画として策定するものであり、要支援者の避難支援について必要な事項について定めるものである。

3. 避難行動要支援者名簿記載対象者

本市における避難行動要支援者名簿への記載対象となる者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とし、概ね次に掲げる者のうち在宅の者で支援を希望する者とする。

- ① 70歳以上の高齢者（ひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- ② 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、音声機能障害者、肢体不自由者）のうち、障害の程度が1級もしくは2級のもの
- ③ 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定のもの
- ④ 精神障害者のうち、その障害の程度が1級もしくは2級のもの
- ⑤ 要介護3以上の認定を受けているもの
- ⑥ 香取市見守りネットワーク事業利用者※
- ⑦ 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- ⑧ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- ⑨ その他特に災害時において支援が必要なもの

※ 香取市見守りネットワーク事業

要支援者が慣れ親しんだ地域において自立し、安心した生活を送るため行政と関係機関が地域との連携によるネットワークを形成し、地域全体で要支援者を見守る体制を確立し、虐待及び徘徊等による事故防止及び災害時緊急事態の支援に備えることを目的としたもの。

4. 要支援者情報の収集・共有の方法

(1) 情報の収集方法

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、次に掲げる通常業務等を通じて要支援者情報の把握に努めるものとする。情報の収集は、香取市見守りネットワーク事業（以下「見守りネットワーク事業」という。）を実施している福祉部局において実施し、関係する各担当部門は情報を提供するものとする。収集した情報については毎年度更新するものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局及び民生委員と連携し住民基本台帳や民生委員の情報等により把握する。
- ④ 見守りネットワーク事業申請者情報により把握する。
- ⑤ 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者に係る情報は、知事に対して情報提供を求め把握する。

(2) 同意が得られている者の情報共有方法等

見守りネットワーク事業による見守り事業を希望し、平常時から消防機関、千葉県警察、民生委員・児童委員、香取市社会福祉協議会、自治会組織（又は自主防災組織）等に個人情報を開示することに同意するものは、香取市見守りネットワーク事業利用申請書に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

このため、市は、広報、ウェブサイト等を利用して、見守りネットワーク事業を広く周知する。

要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、消防機関、千葉県警察、民生委員・児童委員、香取市社会福祉協議会、自治

会組織（又は自主防災組織）等へ情報を提供する。この際、情報の提供を受けたものについては守秘義務があることを周知するとともに、自治会組織（又は自主防災組織）等の法律等で職務上の守秘義務が課せられていないものについては、災害対策法により秘密保持義務があることを周知するとともに、誓約書の提出により守秘義務の確保を図る。

（３）同意が得られていない者の情報共有方法等

市は、各部局がそれぞれ把握している要支援者に関する上記（１）により収集した情報について、内部での共有に努め、支援計画等の計画の作成等に際し、基礎データとして活用するものとする。

災害発生時、又は発生するおそれがある場合において要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この際、情報の提供を受けたものについては守秘義務があることを周知する。

5. 避難支援体制

市災害対策本部は、「要配慮者支援班」を設ける。要配慮者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

①【位置付け】

災害時に、災害対策本部中、救護部内に設置。

②【構成】

班長（社会福祉課長）、班員（福祉担当者等）で構成。

（社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、市民課）

③【業務】

避難準備情報等の伝達業務、避難所開設、安否確認・避難状況の把握等。

市は、自治会組織（又は自主防災組織）、福祉関係者と連携し、個々の要支援者に対応する避難支援者を明確化するよう努めるものとする。避難支援者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自治会組織（又は自主防災組織）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出するように努めるものとする。

地域ごとにルールを定めるなど、避難支援関係者は、まずは自らの身の安全に留意して避難支援を行うものとする。

市は、要支援者に対し、避難支援が支援者の任意の協力により行われるものであること、支援者の不在や被災などにより要支援者への支援が困難となる場合もあることから、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、支援者を増やすように努めるものとする。

6. 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

市は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を、災害種別ごと、地域ごとに天候等の状況から判断し発令するものとする。

要支援者への情報伝達については、要支援者の状況により、音声による情報が必要な方、目に見える情報が必要な方など、そのニーズに違いがあるため複数の手段により実施する。

市は多様な伝達手段の確保に日常から努めるとともに、要支援者に対して伝達手段の啓発に努めるものとする。また、要支援者も自らに適した情報伝達手段の確保に日頃から努めるとともに、災害時等には自らも情報収集の実施に努めるものとする。

また、防災計画に記載された要支援者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

7. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、ウェブサイトによる公開等を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、自治会組織（又は自主防災組織）、避難支援者等と平常時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

8. 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、支援計画（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所で必要となる職員の役割を整理しつつ、連携して対応する。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の確定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される道路などの危険な場所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9. 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、トイレ、スロープ等の段差解消対策に速やかに努めるものとする。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷き、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努めるものとする。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくよう努めるものとする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、要配慮者支援班等が中心となり、自治会組織（又は自主防災組織）や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要支援者班を設置し、要支援者用相談窓口を設ける。その際、女性のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を、必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所※への移動や、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等と協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくよう努めるものとする。

避難所における情報提供は、被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

「4. 要支援者情報の収集・共有の方法」により把握した要支援者情報をもとに、福祉避難所※への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所の指定に努める。

福祉避難所を指定した場合は、支援計画（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を、要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

※ 福祉避難所

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設で、耐震、耐火、バリアフリー化等された福祉施設等。（特別養護老人ホーム、デイサービス施設、宿泊施設等）

10. 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、自治会組織（又は自主防災組織）等は、普段から、防災活動だけでなく、平常時から見守りネットワーク事業への参加意識の醸成を図り、地域との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自治会組織（又は自主防災組織）が中心となり、要支援者や避難支援者ととも、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要支援者、支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

このため、「市総合防災訓練」や、「土砂災害・全国統一防災訓練」などの訓練において、要支援者に対する情報伝達や避難支援などの訓練を行うよう努める。

1 1. 支援計画（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、要支援者本人からの提出のほか、自治会組織（又は自主防災組織）、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、次のとおり、香取市見守りネットワーク事業利用者について支援計画（個別計画）を策定する。

（1）個別計画の策定方法

市は、個別計画の策定に当たって、個人情報保護条例の規定に基づき、自治会組織（又は自主防災組織）等の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、状況の特記事項、世帯構成、緊急時の連絡先、居宅内での居所、協力者、避難場所等について可能な部分から決めていくものとする。なお、支援者については、自治会組織（又は自主防災組織）、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要支援者に紹介できる支援者（候補者）を定めるよう努めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくよう努める。

個別計画の情報の共有については、4. 要支援者情報の収集・共有の方法
（2）同意が得られている者の情報共有方法等を準用するものとする。

個別計画には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、障害の程度等の避難行動要支援者名簿への記載事項に加え、状況の特記事項、世帯構成、緊急時の連絡先、居宅内での居所、協力者、避難場所等を記載する。

（2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外に閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来たさないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

様式

年 月 日

香 取 市 長 様

団 体 等 名 称 _____
代 表 者 名 _____ ⑩
住 所 (所 在 地) _____
電 話 番 号 _____ () _____

誓 約 書

私共は、香取市避難行動要支援者避難支援計画（以下「支援計画」という。）の実施に当たっては、香取市個人情報保護条例及び下記事項を遵守し、その利用を災害時の要支援者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

記

- 1 支援計画に基づく香取市避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）等について、この計画の実施に関わる者以外の者に閲覧及び情報等の提供をしないこと。
- 2 支援計画に基づく要支援者名簿等について写しを作成しないこと。
- 3 紙媒体により管理し、パソコン（電子計算機）にデータを入力しないこと。
- 4 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な保管庫等に保管すること。
- 5 情報の更新、災害応急対策の完了、当該代表者の任期満了等によって不要となった個人情報は返納すること。

年 月 日

様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 () _____

誓 約 書

私は、香取市避難行動要支援者避難支援計画（以下「支援計画」という。）の実施に当たっては、香取市個人情報保護条例及び下記事項を遵守し、その利用を災害時の要支援者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

記

- 1 支援計画に基づく要支援者名簿について、この計画の実施に関わる者以外の者に閲覧及び情報等の提供をしないこと。
- 2 支援計画に基づく要支援者名簿について写しを作成しないこと。
- 3 紙媒体により管理し、パソコン（電子計算機）にデータを入力しないこと。
- 4 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な保管庫等に保管すること。
- 5 情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報は返納すること。